

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

秋田国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の、昭和43年2月、同年3月及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年2月及び同年3月
② 昭和45年4月から46年3月まで

昭和45年4月に22歳で結婚した際、義父から、「20歳までさかのぼって国民年金に加入した。」と言われた。

夫や当時同居していた義理の妹も国民年金保険料の未納は無いと聞いている。農家なので収穫の時期に一緒に一括で納めていたと思われ、私の分だけが未納となっていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年6月3日、資格取得は20歳到達時の43年*月*日に遡^{そきゆう}及して行われ、同年4月から45年3月までの国民年金保険料は特例納付していることが確認でき、同様に特例納付が可能な期間である申立期間①の2か月及び過年度保険料として納付可能な申立期間②の12か月の保険料を納付していなかったことは不自然である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の保険料を納付したとする申立人の義父は、国民年金制度開始から義母と共に加入し保険料を完納している上、申立人の夫及び当時同居していた義妹の保険料についても未納が無く、申立人の義父の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の世帯は、当時、米作中心の専業農家で経営規模が3ヘクタールあり、経済的には余裕があったとみられることから、申立人の義父が、

申立人の国民年金保険料をまとめて納付することができたとする主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A事業所における厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は昭和33年12月29日であると認められることから、申立人の同事業所における資格喪失日を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年12月1日から同年12月29日まで
② 昭和35年12月16日から36年3月10日まで

退職時にもらった人事記録によると、申立期間①は昭和33年12月28日までA事業所で勤務していたこととなっているので、社会保険庁の記録において、同年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている記録を訂正してほしい。

また、同様に人事記録によると、申立期間②は昭和36年3月10日までB事業所で勤務していたこととなっているので、社会保険庁の記録において、35年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「人事記録によると、昭和33年12月28日までA事業所で勤務していたので、同年12月1日で厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている社会保険庁の記録を訂正してほしい。」と主張するところ、C事業所が保管する人事記録から、昭和33年12月28日まで勤務していたことが確認できることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録の喪失日に係る社会保険庁の記録を33年12月29日に訂正する必要がある。

2 申立期間②について、申立人は、「人事記録によると、昭和36年3月10日までB事業所に勤務していたので、35年12月16日で厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている社会保険庁の記録を訂正してほしい。」と主張するところ、C事業所が保管する人事記録から昭和36年3

月 10 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の健康保険証が昭和 36 年 1 月 7 日に返納されていることが確認できる上、申立人が 35 年 4 月 11 日に資格を取得し、同年 12 月 16 日に資格を喪失した記録以外の記録は見当たらない。

また、B 事業所において、申立人と同じく昭和 35 年 4 月 11 日に資格を取得し同年 12 月 16 日に資格を喪失している者の中で、人事記録が確認できる 4 人は申立人と同じ勤務期間（昭和 35 年 4 月 11 日から 36 年 3 月 10 日（又は 11 日）まで）であったことが確認でき、そのうちの 2 人は、「昭和 35 年 11 月 30 日でいったん仕事が終了し、12 月以降は臨時的に雇われていたので、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、上記の二人のうちの一人は、「申立人とは共済組合の加入が昭和 37 年 4 月と同じであったが、当時、正職員になる 1 年前から通年雇用されるのが通常であり、2 年前の 35 年 4 月から通年雇用され通年で厚生年金保険に加入していることはなかったはずである。」と述べており、社会保険庁の記録においても、上記の一人と申立人が共済組合に加入する昭和 37 年 4 月の前年度の 36 年 4 月から 37 年 3 月まで、通年で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 597

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 41 年 1 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 40 年 12 月まで
② 昭和 41 年 1 月から 46 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月ごろ、国民年金保険料の納付書（はがき）が届き、そのはがきに、41 年 1 月から 46 年 3 月までの保険料として 1 万 5,450 円を添えて、A 市町村内の郵便局でまとめて納付した記憶がある。

また、その前の昭和 39 年 1 月から 40 年 12 月までの期間は、申請免除期間になっているはずであるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について、「申請免除期間になっているはずである。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 47 年 4 月 7 日、資格取得は 39 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われていることが確認でき、申立期間①当時、申立人は国民年金に加入していないため、当該期間の免除申請の承認を受けることはできなかったものと推認される。

また、申立期間①の国民年金保険料の免除申請の承認を受けるためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人は、申立期間②について、「昭和 51 年 3 月ごろ、国民年金保険料の納付書（はがき）が届き、A 市町村内の郵便局で、申立期間②の保

険料として1万5,450円をまとめて納付した記憶がある。」と主張するところ、申立人が保険料を納付したとする昭和51年3月は、特例納付実施期間とはなっておらず、申立人は、申立期間②の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「送付されたはがきの納付書に現金を添えて納付した。」と主張しているが、社会保険事務所では、はがき様式の納付書を送付することはなかった上、申立人が納付したとする金額は、近接する特例納付実施期間に保険料を納付した場合の金額とは大幅に異なる金額となっている。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 598

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から46年3月まで
昭和51年3月ごろ、国民年金保険料の納付書(はがき)が届き、そのはがきに、43年4月から46年3月までの保険料として1万1,250円を添えて、A市町村内の郵便局でまとめて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年3月ごろ、国民年金保険料の納付書のはがきが届き、A市町村内の郵便局で、43年4月から46年3月までの保険料として1万1,250円をまとめて納付した記憶がある。」と主張するところ、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする昭和51年3月は、特例納付実施期間とはなっておらず、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、「送付されたはがきの納付書に現金を添えて納付した。」と主張しているが、社会保険事務所では、はがき様式の納付書を送付することはなかった上、申立人が納付したとする金額は、近接する特例納付実施期間に保険料を納付した場合の金額とは大幅に異なる金額となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 599

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年6月から57年6月まで

昭和54年に結婚したが、夫婦共に国民年金保険料を納付していなかったため、57年5月ごろ、社会保険事務所で加入手続を行った。その際に、担当者からそれまでの未納分を支払わないと納付は始められないと言われ、未納分の保険料を提示された。相当の金額だったが、お金を集め、二人分の請求額を数回に分けて支払ったと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和57年5月ごろ、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った際に、担当者からそれまでの未納分の保険料を提示された。相当の金額だったが、二人分の請求額を数回に分けて支払った。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和59年7月3日、資格取得は47年10月21日に遡^{そく}及して行われたことが確認でき、申立人が初めて過年度保険料を納付した日の記録が59年10月16日となっていることを踏まえると、申立人が実際に加入手続を行ったのは、申立人が主張する57年5月ではなく、59年8月から同年10月までの間であったものと推認される。

また、申立人は、「加入手続をした後に、提示された未納分の国民年金保険料を納付した。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人が遡^{そく}及して資格を取得した期間のうち、昭和57年7月から59年3月までの期間の過年度保険料を7回に分割して、59年10月16日から61年3月19日までの間に納付していることが確認できる（なお、最初に保険料を納付した昭和59年10月16日の時点で、納付の時効に至らない納付可能な過年度保険料は57年7月分以降である。）。

さらに、申立人は、「保険料をさかのぼって（過年度）納付したのは申立

期間のみであり、加入手続後の期間について過年度納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 57 年 9 月まで

昭和 54 年に結婚したが、夫婦共に国民年金保険料を納付していなかったため、57 年 5 月ごろ、社会保険事務所で加入手続を行った。その際に、担当者からそれまでの未納分を支払わないと納付は始められないと言われ、お金を集め、二人分の請求額を数回に分けて支払ったと記憶しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 5 月ごろ、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った際に、担当者からそれまでの未納分の保険料を提示された。相当の金額だったが、二人分の請求額を数回に分けて支払った。」と主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 59 年 7 月 3 日、資格取得は 20 歳到達時の 51 年*月*日に遡^{そきゅう}及して行われたことが確認でき、申立人が最初に過年度保険料を納付した日の記録が 60 年 1 月 23 日となっていることを踏まえると、申立人が実際に加入手続を行ったのは、申立人が主張する 57 年 5 月ではなく、59 年 11 月から 60 年 1 月までの間であったものと推認される。

また、申立人は、「加入手続をした後に、提示された未納分の国民年金保険料を納付した。」と主張するところ、社会保険庁の記録から、申立人が遡^{そきゅう}及して資格を取得した期間のうち、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の過年度保険料を 6 回に分割して、60 年 1 月 23 日から 61 年 3 月 19 日までの間に納付していることが確認できる（なお、最初に保険料を納付した昭和 60 年 1 月 23 日の時点で、納付の時効に至らない納付可能な過年度保険料は 57 年 10 月分以降である。）。

さらに、申立人の保険料を納付したとされる申立人の夫は、「保険料をさかのぼって（過年度）納付したのは申立期間のみであり、加入手続後の期間について過年度納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
A事業所の秘書として、結婚式の直前の昭和 50 年 4 月 30 日まで総務課に勤務していた。給与から厚生年金保険料が引かれていたと思うので、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「社会保険庁の記録では、A事業所における厚生年金保険の加入記録は昭和 46 年 6 月 7 日から 49 年 5 月 1 日までとされているが、50 年 4 月 30 日まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張するところ、A事業所が保管する履歴カードから、申立人が昭和 46 年 6 月 7 日から 50 年 4 月 1 日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B共済組合C支部の記録から、申立人は、昭和 49 年 5 月 1 日から 50 年 4 月 1 日までの期間についてはD共済組合に加入していることが確認できる（ただし、当該期間については昭和 51 年 2 月 10 日に退職一時金が支給されている。）。

このため、申立期間は厚生年金保険被保険者となることはできない期間であったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 590

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
昭和 29 年 4 月から月雇いでA事業所に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は 30 年 4 月 1 日からとなっている。給与は月給で支給されていたので月雇いであったことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、人事記録から、申立人が申立期間当時「月雇作業員」ではなく「日雇作業員」であったことが確認できる上、A事業所及び当時の複数の同僚は、「日雇作業員は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

また、人事記録から、申立人が昭和 30 年 4 月 1 日に「月雇作業員」になったことが確認でき、社会保険庁の記録でも申立人が同日付けで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、「給与は月給で支給されていたので月雇いであった。」と主張しているが、A事業所の元庶務担当者は、「日雇作業員も月雇作業員も日給月給制であり支給方法に違いは無かった。」と述べている。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険記号番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 591

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 3 月 21 日まで
昭和 55 年 5 月 21 日から 59 年 5 月 21 日まで A 株式会社 B 事業所に継続して勤務していたが、途中の 56 年 7 月から 57 年 2 月までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 56 年 8 月の給料明細書、日記及び当時の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が A 株式会社 B 事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書から、申立人は申立期間の昭和 56 年 7 月 1 日にいったん資格を喪失し、57 年 3 月 21 日に再取得していることが確認できる。

また、当時の同僚は、「アルバイト期間の給料明細書は、手書きで日給のみ記載されていたが、正社員期間の給料明細書は横長の様式で厚生年金保険料等の控除も印刷されていた。」と証言するところ、申立人から提出された昭和 56 年 8 月の給料明細書は、手書きで日給額が記載され、厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、申立人は申立期間において、厚生年金保険の加入が無いアルバイト従業員であったものと推認される。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の加入記録は、昭和 55 年 5 月 21 日から 56 年 7 月 1 日までの期間及び 57 年 3 月 21 日から 59 年 2 月

21 日までの期間以外に無く、申立期間において、健康保険記号番号に欠番もみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。